

NEWS LETTER

2007年12月号 (No.114)

東京都世田谷区用賀2-14-11-4F
落合会計事務所
TEL(03)5716-6528 FAX(03)5716-6529
http://www.ochiaikaikei.com/

消費税どっちが有利？

「“今期は赤字だから納税は法人住民税だけ”と思っていたら、消費税の納税が〇〇万もあった！」と驚いた経験がある社長さんもいらっしゃるかもしれません。

弊事務所では、そのようなことがないように、前もって消費税の納税額を予測し、お伝えするようにしています。

消費税の性格は預かり金です。利益が出ていない期でも納税になり、資金繰りが厳しくなることもあり得ます。今後の節税のためにも、消費税のしくみについておさらいしたいと思います。

● 原則課税と簡易課税

消費税の計算には、原則課税と簡易課税の2種類の方法があります。それぞれの計算方法を簡単にみていきましょう。

期中に 6,300 円（税込）の商品を仕入れ、それを 10,500 円（税込）で売り、決算期を迎えた場合

原則課税の計算方法

預かった消費税 - 支払った消費税 = 納税額
500 円 - 300 円 = 200 円

簡易課税の計算方法

預かった消費税 (A) - (A) × みなし仕入率 = 納税額
500 円 - 250 円 (*) = 250 円

* サービス業の場合 (50%)

簡易課税の場合は、業種により次のみなし仕入率で控除する消費税額を計算することになります。

事業区分	みなし仕入率	該当する事業
第1種事業	90%	卸売業
第2種事業	80%	小売業
第3種事業	70%	製造業等
第4種事業	60%	1, 2, 3, 5 種以外
第5種事業	50%	サービス業等

● 簡易課税の適用条件

簡易課税の適用には届出書が必要ですが、選択した場合、2年間は継続して適用しなくてはなりません。

また、基準期間（2期前）の課税売上高が5,000万円を超える場合は、簡易課税は適用されません。

原則課税と簡易課税

● 具体例で有利判定

次に、具体例を挙げて原則課税と簡易課税の納税額比較をしてみましょう。

サービス業A社の場合 (単位：千円)

科目	税込金額	原則課税	簡易課税
売上高	10,500	500	500
人件費	5,000	対象外	△250
租税公課	10	対象外	
諸会費	400	対象外	
手数料他	2,100	△100	
納税額	-	400	250

この例では、納税額は原則課税で400,000円、簡易課税で250,000円となり、簡易課税の方が有利となります。

● 赤字なのになぜ納税？

預かり金という性質上、消費税は利益が出ていない場合でも納税となることがあります。

たとえば、簿価が3,000万円の建物を3,150万円（税込）で売却したとしましょう。税抜価額は3,000万円ですから、売却益は0で利益は出ません。ですが、150万円の消費税を預かったため、消費税の納税は必要となるのです。

● 計画性をもつことが大切

簡易課税を選択する場合、あるいは選択をやめる場合には届出書を税務署に提出する必要があります。

届出は提出した日の属する期の翌期から適用されるため、届出書を出すべきかどうか前もって判断することが必要です。今後の売上見込みや設備投資の有無などをもとに有利判定を行い、計画的に届出書を提出するかどうかの選択をすることが大切です。

固定資産の売買など大きな動きが予定されているときは、事前に担当者にご相談ください。



(鈴木 裕子)